

記入例・親（扶養手当なし）の場合

被扶養者申告書、扶養事実申立書Ⅰ、扶養事実申立書Ⅱ

被扶養者申告書（認定）

〔 一般等 ・ 短期 ・ 任意継続 〕

本枠内に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、所属所の共済組合事務担当課へ提出してください。
退職後、任意継続組合員となっている方が申請する場合は、共済組合へ直接提出（郵送）してください。

山口県市町村職員共済組合理事長 様		所属機関名	〇 〇 市	
下記の者について、被扶養者の認定を申告します。 被扶養者の収入の詳細及び他の扶養義務者の状況は別紙「扶養事実申立書」のとおりです。 これらの記入内容に重大な誤りがあったことにより被扶養者資格取消となることが認定後に判明したときは、速やかに取消手続きを行います。		組合員等 記号・番号	△△△-△△△△	
		組合員氏名	山 口 共 済	
		組合員住所	〒△△△-△△△△ 〇〇市〇〇町△△△丁目△番	
申告日	令和△△年 △△月 △△日	標準報酬 月額	△△△, △△△円	
被扶養者認定を希望する者（認定対象者）について、詳細を記入または該当項目に○を付してください				
認定対象者氏名	ふりがな やまぐち ふようはは 山口 扶養母	個人番号は 別添「個人番号 申告票」の とおり	同時に申告書を提出する人数 全 3人中 3人目	
生年月日等	昭和・平成・令和 △△年 3月 25日（62歳）	男・女	男・女	
組合員との続柄	①配偶者 ②子 ③養子 ④実父母 ⑤養父母 ⑥孫 ⑦祖父母 ⑧兄弟 ⑨弟妹	⑩配偶者の子 ⑪配偶者の親 ⑫その他（ ）		
住民票の状況	A. 組合員と同一世帯 B. 組合員と別世帯	※続柄⑩～⑫の者は、組合員と同一世帯かつ 同一住所で同居の場合のみ認定可能		
居住等の実態	C. 組合員と同一住所で同居している D. 組合員と別居だが、組合員の仕送りにより生計を維持している。（別居住所・仕送り額を記入） （別居住所）〒△△△-△△△△ 福岡県〇〇市〇〇町△△△番地		仕送り月額 10万円	
現在の職業	なし	直近の 健康保険	E. 健康保険、共済組合、任意継続に本人加入 F. 家族の健康保険等の被扶養者 G. 市町村の国民健康保険 H. その他（ ）	
年間収入の 推計額	120万円	※E及びFのときは 健康保険の資格喪 失証明書を添付		
被扶養者の要件を備えるに至った日及びその理由	令和△△年4月1日 令和△△年3月31日に対象者の夫が亡くなり、組合員が扶養しているため		※共済組合使用欄 11. 組合員の資格取得 12. 出生 13. 婚姻 14. 無職・無収入 15. 収入の減少 16. 失業給付満了 17. 同居 19. その他 (家族種別) 大学 短大 無職 パート 専門学校 雇保制限 雇保延長 高専 年金 事業 障害年金 その他（ ）	
「扶養事実申立書Ⅰ、Ⅱ」の提出（該当に○）		「Ⅰ」	「Ⅱ」	なし
所属所受付日	所属所給与事務担当者の証明 上記の者に対する扶養手当の支給 あり・なし		証明者 担当者署名等	年 月 日認定
所属所受付印	上記及び別紙「扶養事実申立書」の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和△△年 △△月 △△日 職名 〇〇市長 所属所長 氏名 〇 〇 〇 〇			
※共済組合受付				

※任意継続は
証明不要

- 1 組合員等記号・番号が不明なため該当欄に記入できない場合は、共済組合が定める「個人番号申告票」の添付に代えることができます。
- 2 被扶養者の要件を備えるに至った日を含め30日以内に申告してください。要件等については、「共済組合ガイドブック」を御覧ください。
- 3 「個人番号申告票」の添付について、出生時等で個人番号が未付番の場合は、「個人番号申告票」のみ後日提出可とします。
- 4 「扶養事実申立書Ⅰ」は、次のいずれかの者の申告時には提出不要です。組合員の配偶者（続柄①）又は扶養手当の支給対象となっている者
- 5 「扶養事実申立書Ⅱ」は、次の条件を全て満たす者の申告時には提出不要です。
扶養手当の支給対象となっている子又は養子（続柄②又は③）のうち、認定日の属する年度の到達年齢が18歳以下の者で、収入がない者
- 6 認定対象者が組合員の配偶者（20歳以上60歳未満）の場合、「国民年金第3号被保険者関係届」及び基礎年金番号の写しを添付してください。
- 7 その他の添付書類は続柄・認定事由・扶養手当の有無等によって異なります。詳細は、所属所の共済組合事務担当課又は共済組合へお尋ねいただくか、共済組合ホームページ・各種請求用紙の「被扶養者認定時の提出書類」で御確認ください。

扶養事実申立書 I (認定対象者と扶養義務者との状況等)

認定対象者である親(扶養母)に、親、組合員以外の子、兄弟がいる場合
 ※基本の提出書類に加え、記入した者全員の所得証明書等の提出が必要

- ・組合員本人のほか扶養義務者がいるときは、**組合員及び各扶養義務者の所得証明書等を添付**してください。
- ・給与収入は所得証明書に記載の収入額としますが、変動がある場合は変動後の見込額がわかる契約書等を提出してください。
- ・**年金、各事業収入等がある場合は、確認書類を添付**してください。確認書類及び収入の計算方法は、被扶養者の収入と同様です。

組合員等 記号・番号	△△△-△△△△	組合員 氏名	山口 共済		認定対象 者の氏名	山口 扶養母	
1. 認定対象者を税法上、扶養にとっている者			A. 組合員 B. 組合員以外の者 C. 扶養にとっている者はいない				
2. 認定対象者の配偶者の有無及び状況							
配偶者がいる	配偶者の氏名等	氏名 (年 月 日生・ 歳)				認定対象者とは A. 実態同居 B. 実態別居	
	配偶者の加入している健康保険	A. 市町村の国民健康保険 B. 後期高齢者医療制度 C. その他 ()	年間 給与	年金	農業・事業・不動産	他収入	合計
	認定対象者を扶養できない理由	山口扶養母の配偶者について記入					
いない	理由に○を付し、詳細を記入	A. 未婚 B. 離婚 (年 月頃) C. 死別 (令和△△年3月31日死亡/遺族年金は あり ・ なし) D. その他 ()					
3. 認定対象者の親・養親の状況							
父	氏名	A. 実態同居 B. 実態別居 C. 死別 D. その他 ()	年間 収入	万円	万円	万円	合計 万円
	別居のとき、認定対象者への仕送額	認定対象者を扶養できない理由 C. 死別の場合は氏名他、記入不要					
母	氏名	A. 実態同居 B. 実態別居 B. 実態別居 C. 死別 D. その他 ()	年間 収入	万円	70	万円	合計 70 万円
	別居のとき、認定対象者への仕送額	認定対象者を扶養できない理由 高齢で施設へ入所しており、年金収入のみなので経済面でも支えることが出来ないため					
4. 認定対象者の子・養子(生存中の者)の有無及び状況							
子1	氏名	A. 実態同居 B. 実態別居	年間 収入	万円	200	万円	合計 200 万円
	別居のとき、認定対象者への仕送額	認定対象者を扶養できない理由 結婚後遠方で生活しており生活面、経済面とも支援が困難なため					
子2	氏名	A. 実態同居 B. 実態別居	年間 収入	万円	600	万円	合計 600 万円
	別居のとき、認定対象者への仕送額	認定対象者を扶養できない理由					
子3	氏名	A. 山口扶養母の子(組合員からみると兄弟姉妹)	年間 収入	万円		万円	合計 万円
	別居のとき、認定対象者への仕送額	認定対象者を扶養できない理由					
5. その他の扶養義務者(生存中の者)の有無及び状況							
組合員からみた認定対象者		認定対象者からみて次の続柄の者				いずれかに○	
④実父母 ⑤養父母 ⑧兄弟姉妹 ⑨弟妹 ⑫配偶者の親		兄弟姉妹、(同居の)子の配偶者				A. いない	
⑥孫 ⑦祖父母		兄弟姉妹、(同居の)子の配偶者、父方及び母方の祖父母、孫				B. いる (下欄に記入)	
⑬その他※共済組合へ確認のこと							
氏名	認定対象者との関係・状況・別居のときの仕送り	年間収入	認定対象者を扶養できない理由				
1 大分 扶養母兄	続柄 実兄	A. 実態同居 B. 実態別居	年間収入	万円	300	生計を別にしてしているため	
2	続柄	A. 実態同居	山口扶養母の兄				
3	続柄	A. 実態同居 B. 実態別居	年間収入	万円			
4	続柄	A. 実態同居 B. 実態別居	年間収入	万円			

扶養事実申立書Ⅱ (認定対象者の収入の詳細)

・給与収入、年金、農業収入がある場合

組合員等 記号・番号	△△△-△△△△	組合員 氏名	山口 共済	認定対象 者の氏名	山口 扶養母
1. 給与、賞与、賃金、報酬、アルバイト、手伝い収入など、雇用主から労働の対価として支払われる収入					
ない <input checked="" type="radio"/> ある	給与月額 50,000 円	年額見込 60 万円	「労働条件等証明書」 ※勤務先が複数のときは、全勤務先分 ※所得証明書に退職した勤務先の収入が 載っている場合は、退職日がわかる書類 (源泉徴収票、退職証明等)が必要		
2. 年金収入					
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある・手続中・繰下中	①老齢年金	決定額 円	添付書類 ・最新の決定額がわかる書類 (決定通知書または改定通知書) の写し ・決定額に変更がなく、改定通知等がない年度は、最新の送金通知の写し (注) ・決定額が0円の場合も、決定通知を提出のこと ・源泉徴収票は決定額がわからないため、確認書類として認めない		
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある・手続中・繰下中	②老齢厚生年金	決定額 円			
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある・手続中・繰下中	③共済年金	決定額 円			
ない <input checked="" type="radio"/> ある・手続中	④遺族年金	決定額 578,000 円			
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある・手続中	⑤障害年金	決定額 円			
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある・手続中	⑥恩給、農業年金、 その他公的年金	決定額 円			
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある・手続中	⑦企業年金	決定額 円			
3. 農業、事業、不動産、その他営利収入					
ない <input checked="" type="radio"/> ある・廃業	⑧農業収入	収入額 22,120 円	(注) 収入額は、直近の確定申告の総収入から共済組合の認める経費のみをひいた額。マイナスは0円とする。 添付書類・次の①②の写し (税務署の受付印があるもの。メール提出のときは税務署に提出した日付がわかるもの) ①確定申告書または市民税の申告書 ②収支内訳書または青色申告書等の経費がわかる書類 ・廃業の場合は、廃業届の写し		
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある・廃業	⑨事業収入	収入額 円			
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある・廃業	⑩不動産収入	収入額 円			
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある・廃業	⑪雑収入のうち、営利収入 (謝礼、報酬、料金、売上等)	収入額 円			
4. 利子、有価証券、株式等					
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある	被扶養者の農業、事業、不動産、その他営利収入の額については、直近の確定申告の総収入から、下記の共済組合の認める経費のみをひいた額とする。				
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある					
5. 雇用保険等					
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある	【扶養認定上で必要と認められる経費1】 売上原価、給料・賃金、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費 【農業収入がある者が、経費1に加えて認められる経費 (必要と認められる経費2)】 雇人費、小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具費、農業衛生費、諸材料費、動力光熱費、作業用衣料費、荷造運賃手数料、土地改良費、水利費、ライスセンター使用料				
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある					
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある					
6. 休業給付					
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある	※給料・賃金について 同居の親族に対する給料・賃金等は、必要経費として認められません。 また、従業員一人につき130万円以上を支払っている場合は、被扶養者として認定できません。				
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある					
7. 公的年金、営					
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある	----- 確定申告時に、その他の経費として申告した場合の金額は一切認められませんので、御注意ください。(例・認められる経費を雑費に含めたときや、認められる経費をさらに細かく分類した項目を作りその経費としたとき等)				
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある					
8. その他の収入					
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある	-----				
<input checked="" type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> ある					
9. 【確認事項】					
<input checked="" type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ					